2025.10.1

◆成田労働基準協会からのお知らせ◆

令和７年 10 月３日発効
千葉県最低賃金が改定されました

- 詳しくは 2～3 頁をご覧ください　チラシも同封　ホームページでもご案内中！
- 最低賃金引上げに伴う政府による支援施策を 4～9 頁に紹介しています

年末年始無災害運動説明会　お申込み受付始めました

年末年始無災害運動は 12 月 1 日より来年 1 月 15 日まで展開されます

年末年始無災害運動

（１）年末年始無災害運動説明会（成田会場のみ開催/定員 84 名）
令和７年１１月２７日（木）成田国際文化会館 小ホール
（成田市土屋 303/TEL 0476-23-1331）
受付 13：20　　開始 14：00　　終了 16：30
参加費　2,000 円(税込み)

（２）年末年始無災害運動用品販売（香取会場）
令和７年１１月２６日（水）14：00～16：00
香取建設会館（香取市北 1-1-3/TEL 0478-52-4118）
当日は、成田会場説明会配布資料のお渡しと用品販売のみとなります。

10 頁に開催案内、11 頁にお申込書を掲載しました　ホームページでもご案内中！

令和7年度の安全衛生講習のご案内（10 月以降の開催分）

▶最終頁に講習別の意義をご紹介

令和７年度の今後予定している講習は次のとおりです。詳細は当協会ホームページをご覧ください。会場はいずれも成田国際文化会館です。

□ 内の講習のご案内とお申込書はホームページに掲載中です。

お申込みお急ぎください！

10 月　9 日(木)～10 日(金)　■職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
11 月 14 日(金)　■危険予知訓練(ＫＹＴ)研修

令和８年　☞ホームページ掲載をお待ちください
2 月 18 日(水)～19 日(木)　■有機溶剤作業主任者技能講習　☞11 月４日(火)お申込受付開始
3 月　4 日(水)　■化学物質管理者選任時講習(取扱事業所向け)
3 月　5 日(木)～　6 日(金)　■職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
☞12 月１日(月)お申込受付開始

[お問合せ]　一般社団法人成田労働基準協会　[TEL] 0476-24-3743
〒286-0134 成田市東和田 555-5　[FAX] 0476-23-3594
[e-Mail] narira-rouki@gol.com
成田労働基準協会　検索

千葉県の 最低賃金

最低賃金制度のマスコット　チェックマん

◆千葉県最低賃金

令和７年10月３日から

時間額 **1,140** 円

- ●千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ●ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄　　鋼　　業	**時間額 1,147円**	**令和６年 12月25日から**	**令和７年度改正の見込みであり、今後審議の予定です。**
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	**時間額 1,140円**	**令和７年 10月3日から**	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、令和６年 12 月 25 日効力発生の 1,105 円が適用されていますが、令和７年 10 月３日効力発生の千葉県最低賃金が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後 10 時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

賃金の引上げ支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

業務改善助成金

キャリアアップ助成金

「賃上げ」支援助成金パッケージ

「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っていますので、ご利用ください。
（照会先：千葉働き方改革推進支援センター　☎ ０１２０-１７４-８６４

【お問い合わせ】　最低賃金の詳しい内容については
千葉労働局賃金室 ☎ ０４３-２２１-２３２８ または最寄りの労働基準監督署へ

千葉県の最低賃金一覧表　マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,147	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 **＊鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和７年度改正の見込みであり今後審議の予定です。**
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,140 ※注②	令和 7.10.3	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務 **＊電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和７年度改正の見込みであり今後審議の予定です。**
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注③	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金（令和 6 年 12 月 25 日効力発生の 1,105 円）が適用されていますが、令和７年 10 月３日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和７年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎　賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください

厚生労働省
最低賃金特設サイト

千葉労働局

労働基準監督署

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業庁

１．賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先
・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫
0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

２．生産性向上に関する支援

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先
＜先端設備等導入計画の作成等について＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制について＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9：30～12：00、13：00～17：00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦中小企業経営強化税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超１億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先
・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く））

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先　中小企業成長加速化補助金事務局　0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先
・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00　土日祝日及び 12/29～1/3 を除く）

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先
＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会地区事務局　問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会議所地区事務局　03－6634－9307
https://r6.jizokukahojokin.info/

商工会地区

商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先
・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570－666－376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先
・事業承継・M&A 補助金事務局　050-3145-3812

事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3．下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先
・中小企業庁取引課　03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先
＜「宣言」の内容について＞
・中小企業庁企画課　03-3501-1765
＜「宣言」の提出・掲載について＞
（公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先
・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課　優越的地位濫用未然防止対策調査室　03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先
・中小企業庁取引課　03-3501-1669

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先　中小企業庁取引課　03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

４．資金繰りに関する支援

⑲セーフティネット貸付制度

問い合わせ先
・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑳小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先
・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

５．その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉑地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉒人材確保等支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。
雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：５％以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

㉓人材開発支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉔建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉕特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30 万円～240 万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから３年以内に５％賃上げのいずれかを実施した場合、1.5 倍の助成金を支給します。

㉖早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース

中途採用拡大コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。
中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45 歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45 歳以上の者全員を雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。

㉗産業雇用安定助成金
（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し５％以上増加させた場合に助成（上限額 8,635 円／１人１日あたり（１事業主あたり 1,000 万円））します。

㉘働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（３％～７％以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

６．相談窓口

㉙よろず支援拠点

問い合わせ先
・各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉚下請かけこみ寺

問い合わせ先
・（公財）全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉛働き方改革推進支援センター

問い合わせ先
・全国の働き方改革推進支援センター

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉜中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先
・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省ＨＰ　都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省　「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

（R7.6）

9月5日から対象事業所を拡充
令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

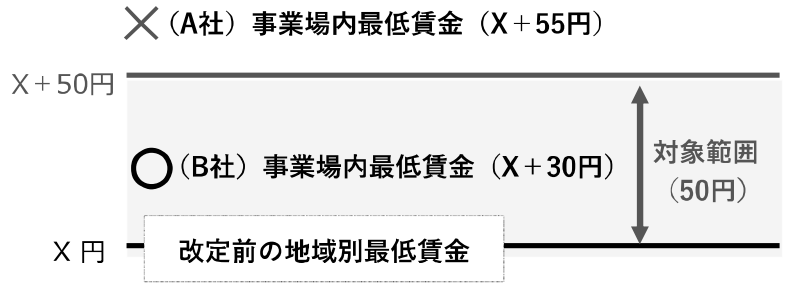

事業場内最低賃金がX＋50円までの事業所が対象となります。

（※）X 円～ X＋50円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合＞

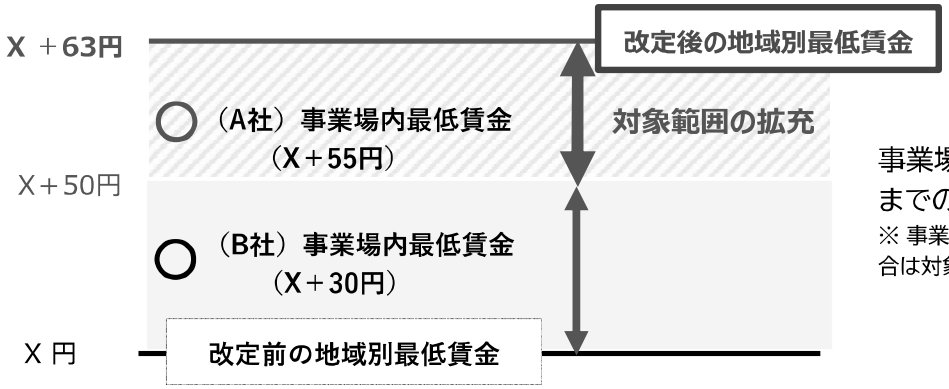

事業場内最低賃金がX＋51円～ X＋62円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

（※）X＋51円～ X＋62円の事業者も申請対象となる

②賃金引上げ後の申請

従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。
- 賃金引上げ計画
- 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画　賃上げ計画　を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
- 計画に基づく賃上げの実施
- 計画に基づく設備投資等の実施

拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで（※）に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意下さい。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。
- 賃金引上げ結果
- 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画　賃上げ結果　を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
- 計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出 → 審査・交付決定 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- 事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- 申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R7.8）

令和７年度 年末年始無災害運動説明会のご案内

令和７年10月
主催　一般社団法人成田労働基準協会
建設業労働災害防止協会千葉県支部香取分会
北総分会
後援　成田労働基準監督署

本年度も、厚生労働省後援のもと、本年末年始に向け中央労働災害防止協会が主唱する年末年始無災害運動が全国において本年１２月１日より来年１月１５日まで実施されます。

これに先立ち、標記の説明会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

ぜひ当説明会にご出席いただき、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、職場の災害防止にお取組みください。

例年どおり、ポスター等年末年始無災害運動用品購入のみのお申込みもいただけます。

説明会のご出席、用品のご購入のいずれにつきましても、別添の申込書によりお申し込みください。

記

１　日　程

（１）年末年始無災害運動説明会（成田会場のみ開催）

令和７年１１月２７日（木）成田国際文化会館 小ホール（定員84名）
（成田市土屋303/TEL 0476-23-1331）

受付13：20　　開始14：00　　終了16：30

※ポスター等年末年始無災害運動用品購入のみの方は、14:30～16:00にお越しください。

（２）年末年始無災害運動用品販売（香取会場）

令和７年１１月２６日（水）香取建設会館（香取市北1-1-3/TEL 0478-52-4118）

開始14：00　　終了16：00

※当日は、成田会場説明会配布資料のお渡しと用品販売のみとなります。

２　次　第（予定は変更となる場合もあります）

（１）成田労働基準監督署長挨拶・説明
（２）「年末年始無災害運動実施要綱」の説明ほか（成田労働基準監督署安全衛生課長）
（３）印旛保健所講話　ほか

３　お申込み方法

別添申込書により１１月２０日（木）までにお申込みください。メール・ＦＡＸ・郵送・ご持参のいずれでも可です。

説明会参加費、用品のみお受取りはいずれも２,０００円(消費税込み)です。代金は当日会場でお支払いください。

[お申込み・お問合せ先]
一般社団法人成田労働基準協会(事務局)　　〒286-0134 成田市東和田555-5
TEL：0476-24-3743　　FAX：0476-23-3594　　e-Mail：narita-rouki@gol.com

別　添

令和７年度年末年始無災害運動説明会・用品購入のお申込みについて

【お申込み要領】

① 本申込書により成田労働基準協会へ**１１月２０日（木）までにお申込み**ください。

② 「ご希望内容」欄に☑を入れ、事業場名、所在地、連絡先、参加者氏名をご記入の上お申込みください。

③ お申込みをいただきましたら、受付済の旨と受付番号を記載した**「受付票」**をメール、電話又はＦＡＸでお送りしますので、印刷して当日会場にご持参ください。

④ 説明会へのご出席は１事業場２名までとさせていただきます。配布資料にはポスター等年末年始無災害運動用品セット※（以下「用品セット」、10月下旬公開予定）が含まれます。２名ご出席の場合で用品セット１セットのみご希望の場合の参加費は１名分となります。その場合でも説明資料は２名分お渡しいたします。

※それぞれの会場でお渡しする用品セットはあくまでも当協会であらかじめ選定した商品となります。

【用品セット内容】①ポスター(B2 版)3 種類、②のぼり(耐水性/W20cm×H93cm)、④冊子「年末年始無災害実践ガイド」、⑤2026 安全衛生手帳を　予定しています。

⑤ 用品セットのみのお申込みでも代金は２，０００円(税込)でお願いいたします。

⑥ 用品セット以外の購入をご希望の場合は、同じく協会ホームページに１０月下旬に掲載予定の「年末年始無災害運動キャンペーン用品カタログ」からお選びいただき、お渡し方法をご指定の上お申し込みください。

⑦ 説明会の参加費は会場にて受付の際、現金でお願いいたします。釣銭のないようご協力をお願いいたします。用品のみご購入の場合もそれぞれのお渡し会場にて現金でお願いいたします。

【香取会場(用品販売のみ)のご案内】

香取建設会館

(香取市北 1-1-3／ハローワーク佐原隣り)

※地図中の「千葉県建設業協会香取支部」と表示された場所です。

お車の方は、会場の駐車場をご利用ください。

説明会参加申込書 兼 用品購入申込書

【お申込み先】一般社団法人成田労働基準協会（〒286-0134 成田市東和田 555-5）

TEL：0476-24-3743　　FAX：0476-23-3594　　e-Mail：narita-rouki@gol.com

ご希望内容 (該当する□に「✓」を入れ、用品セット希望数をご記入ください)	**【説明会に出席】** □ 11/27 成田会場説明会に出席します 用品セット希望数＿＿＿セット (1 セット分の代金は参加費に含まれます) □ 用品セット以外の用品も購入します (後日ご案内の年末年始無災害運動キャンペーンカタログから用品セットとは別枠でお申し込みください　用品セットも含めてすべての用品は成田会場でお渡しします)	**【用品のみ申込み】** □ 説明会には出席しません 用品セット希望数＿＿＿セット □ 用品セット以外の用品も購入します (年末年始無災害運動キャンペーンカタログから用品セットとは別枠でお申し込みください　用品の受渡し方法をご指定ください) 上記用品の受渡し方法 □ 11/27 成田会場で受取 □ 11/26 香取会場で受取 □ 別途受取 (方法は別途お打合せ)	
事業場	事業場名 所在地　〒　　-		「✓」を入れてください　□協会会員 □建災防会員
出席者	氏名①	氏名②	
事業場のご担当者	氏名　　部署　　役職		
事業場のご連絡先	TEL　　Fax　　e-mail (できるだけご記入ください)		

※切取らずにＡ４サイズのままお申し込みください。

受付番号 ※協会記入欄	成田(説・用) ・ 香取　№

講習別に意義をご紹介（令和７年 10 月～令和８年３月開催分）

◆ 職長教育及び職長・安全衛生責任者教育

職長　リーフレット　厚生労働省　検索

労働安全衛生法では、「職長等の第一線監督者に対して、安全･衛生業務を遂行するために必要な教育を行うこと」が、事業者に義務付けられています。

製造業等を対象とした「職長教育コース」、建設業等を対象とした「職長･安全衛生責任者コース」を同時開催します。

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、所定の安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

職長等の教育を行うべき業種（安全衛生法施行令第 19 条）は次のとおりです。

①製造業　（一部業種を除く）　②建設業　③電気業　④ガス業　⑤自動車整備業　⑥機械修理業

なお、労働安全衛生施行令の改正により、**令和５年４月から食料品製造業全般**においても職長等に対する安全衛生教育の実施が義務化されることになりました。

◆ 危険予知訓練(ＫＹＴ)研修

KYT　リーフレット　厚生労働省　検索

危険予知訓練（ＫＹＴ）は、中央労働災害防止協会(中災防)のゼロ災害運動を通じて全国的に普及した安全先取り手法で、多くの事業場で実践され、労働災害防止に顕著な成果をあげています。

そこで当協会では、経験豊富な講師による「危険予知訓練（ＫＹＴ）」の研修会を開催します。

サービス業など製造業以外においても災害防止に成果を上げます。特に主任・係長級以上の方にお勧めします。

◆ 有機溶剤作業主任者技能講習

有機溶剤　リーフレット　厚生労働省　検索

屋内作業場等において、有機溶剤業務を行うときは、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。 注）試験研究の業務を除く

○有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任

○作業主任者の職務

①作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

②局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を１月以内ごとに点検すること。

③保護具の使用状況を監視すること。

④タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

◆化学物質管理者選任時講習(取扱事業所向け)

化学物質　リーフレット　厚生労働省　検索

令和６年４月から化学物質を製造、取り扱いまたは譲渡提供する事業場は、業種や事業場の規模を問わず「化学物質管理者」を選任し、化学物質の管理に係るリスクアセスメントの実施の管理、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置等の技術的事項を管理させる 必要があります。（安衛則第 12 条の５）

化学物質を製造している事業場においては、厚生労働大臣告示により示された「化学 物質管理者専門的講習」を受講した者から選任する必要が義務付けられていますが、それ以外の取り扱い事業場等では基礎的な講習の受講が推奨されています。（R4.9.7 基発 0907 第１号）

当協会では、化学物質管理者の選任義務化への対応として、リスクアセスメ ント対象物取り扱い事業者向けの「化学物質管理者講習」を開講します。